

## 地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

消費税は、事業として行った商品・サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引取に対して課税される税で、平成25年度までは国税分として4%、都道府県分（地方消費税）として1%、合計5%が課税され、この都道府県分のうち、2分の1に相当する分が地方消費税交付金として、市町村に交付されていた。

その後、平成26年4月には税率が5%から8%に、さらに令和元年10月には8%から10%に引き上げられるとともに、平成30年度の税制改正により、最終消費地と税収の帰属地を一致させる仕組みである都道府県間の精算基準が見直され、現在は、消費税率10%のうち、2.2%が都道府県分（地方消費税）となっている。

平成26年4月以降の消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増収分は、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に充てることとされており、本市における地方消費税交付金の令和7年度の歳入決算額89億5,584万円のうち、税率引上げに伴う分は51億1,521万円であり、下記の事業費に充当し、それぞれの制度の維持・安定化、支給対象者の増加等への適切な対応に努めた。

| 目的別        | 主な事業の内容                                      | 一般財源額       | 充当した交付金の額  |
|------------|----------------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉・少子化対策 | 障害福祉サービス費、障害児サービス費、後期高齢者医療推進事業費              | 45億2,529万円  | 13億9,750万円 |
|            | 子ども医療費助成事業費、公立保育所運営事業費、民間保育所運営費、児童扶養手当支給事業費等 | 51億5,110万円  | 15億9,076万円 |
|            | 生活保護事業費                                      | 16億9,636万円  | 5億2,387万円  |
| 保険制度       | 各保険事業特別会計繰出金                                 | 50億9,784万円  | 15億7,431万円 |
| 保健衛生       | 感染症医療療養費事業費、小児慢性特定疾病対策事業費                    | 9,317万円     | 2,877万円    |
| 合 計        |                                              | 165億6,375万円 | 51億1,521万円 |

\* 金額は各会計の千円単位を四捨五入し、万円単位としています。  
そのため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。